

「4 最近の保税地域の処分非違の概要」 p13

- 令和2事務年度、すなわち昨年、令和2年7月から、今年6月までの一年間における全国の保税地域の処分や非違の概要となります。
- 全体として79件の総数のうち、関税法第48条に基づく搬入停止といった処分が10件、その処分に至らないまでも、非違として措置された件数が69件となります。
- なお、非違として措置されたものの端緒として、貨物管理者からの申し出に依るものが顕著であり、こうした傾向は、倉主等の皆様におかれて、自主管理の徹底、特に社内のチェック体制が有効に機能している証であると考えられます。

<ポイント>

皆様におかれての貨物管理の徹底、また、税関による保税業務検査の実施といった両輪により、自主管理体制の強化が図れるものと期待しております。引き続き、適正な貨物管理へのご理解と、ご協力をお願い致します。

- 非違の態様につきまして、依然として、記帳義務違反によるものが大半を占めています。
- その要因は、決められた手順の履行が不十分であったことに依るものと考えられます。
- また、貨物収容能力の増減に係る届出がなかった事案も見受けられますが、この点、広大な敷地内にあるタンクなどの施設が複数ある場合において、その担当者が部門間や施設内のエリア間にまたがる時の連絡や事務調整の不備により、その施設改修や立替に伴う工期が共有されなかった等を理由として、この届出が漏れるケースが散見されます。

<ポイント>

特に定期的な施設改修が求められる保税地域の方におかれましては十分にご注意願います。

- 「保税蔵置場許可条件違反」ですが、蔵置貨物の種類変更の届け出を行うことなく保税蔵置場の許可条件に包含されない種類の貨物を保税蔵置場に搬入し、輸入許可を受けたものであり、関税法第42条第1項に基づく同法施行令第35条第3項の規定が遵守されなかった事案となります。

<ポイント>

恒常的にお取り扱いされる外国貨物や輸出しようとする貨物の種類とは異なる貨物を取り扱うことについて、少なからずCPを含めた貨物管理体制に影響を及ぼさないか検証が必要です。

「4 保税業務検査結果（指摘事項）、神戸税関管内（令和2事務年度）」

- 内国貨物の誤搬出について、VAN 詰め作業時に外装等現物と書類との対査不十分により貨物を取り違えて搬出してしまったものですが、特に複数の輸出許可済み貨物を仕合わせてVAN 詰め作業において、その指示が従業者間で共有されていなかったこと、例えば、VAN 詰め作業が休憩等を挟んで断続に行われるときに、その作業途中で指示事項を失念してしまう又は別の従業者が継続して作業を行うも当該指示の引継ぎがないといったケアレスミスに拠るものです。

<ポイント>

全体的にコロナ前と比較しても指摘される内容に大差ありませんが、こうした不備が見直しされることなく放置され続けられれば、重大な違反に繋がりがかねないところ、指摘を受けたときに、速やかに改善に取り組んで頂くことが大切となります。